

海底資源掘削船の検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海底資源掘削船の検査に関する事項

改正理由

海底資源掘削船の検査に関する国際基準としては、IMO の MODU(Mobile Offshore Drilling Unit) Code や IACS 統一規則 Z15 等があり、これらの基準は、本会の鋼船規則 B 編 12 章に取り入れられている。

このうち、IACS 統一規則 Z15 については、2002 年に制定されて以来、これまで大きな見直し等を行われていなかったことから、板厚計測、定義、検査の準備等に関する要件の見直しが行われ、2015 年 1 月に IACS 統一規則 Z15(Rev.1)として採択された。具体的には、板厚計測に関する要件において、船舶の型式及び船齢に応じた計測箇所が規定され、また、定義及び検査の準備に関する要件においては、一般的な船舶の船体検査に関する要件が定められている IACS 統一規則 Z7 に規定されている要件と同様の要件が規定された。

今般、IACS 統一規則 Z15(Rev.1)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 年次検査時の現状検査に関する要件の詳細を規定した。
- (2) 定期検査時に関する要件の詳細を規定した。
- (3) 板厚計測に関する要件について、船舶の型式及び船齢に応じて、具体的な計測箇所を規定した。
- (4) 水中検査に関する取扱いを鋼船規則 B 編検査要領に規定した。